

令和7年度
中学校運動部活動普及強化奨励事業
事務手続きマニュアル

栃木県中学校体育連盟
中学校運動部活動普及強化委員会

計画書・報告書等の記入上の留意事項

作成準備

県中体連ホームページより各様式をダウンロードする。

<https://schit.net/tochichu/>

各種様式▶普及奨励事業に係る様式

1 事業費申請書・事業実施計画書（様式15・16）の提出について（6月末日までに提出）

- (1) 記入法 ・・・ 別ページ記載例を参照※参加選手・指導者人数・指導責任者名の記入漏れの確認
 - (2) 諸経費の積算単価は、補助対象経費に示す額を限度とする。
- ※基準以上に支給する場合は、団体負担等とする。

(3) 提出先：栃木県中学校体育連盟事務局

〒320-0066 宇都宮市駒生1-1-6 栃木県教育会館内

TEL 028-624-4505 FAX 028-627-4800 E-mail tochigi1@atlas.tky.plala.or.jp

※計画書提出後、内容変更（期日・場所等）が生じた場合は、県中体連事務局に連絡する。

2 事業実施報告書（様式17・18）の提出について（令和8年2月末日までに提出）

※実施報告書（様式17・18）に諸経費の支出済を証明する次のものを添えて提出する。

- (1) 指導者にかかる経費 ・・・ 経費内訳書【指導者・引率者用】（様式19）
- (2) 参加選手にかかる経費 ・・・ 経費内訳書（選手用）（様式20）・支払証明書（様式21）
- (3) 通信運搬費 ・・・ 業者の領収書（電話料は認めない）。振込手数料
- (4) 消耗品費 ・・・ 業者の領収書
- (5) 使用賃借料
 - 有料施設 ・・・ 当該施設発行の領収書
 - 学校の施設等 ・・・ 会場協力校謝礼として、支払証明書（様式21）だけでよい。
 - バスの賃借等 ・・・ バス会社等発行領収書
- (6) スポーツ用具費 ・・・ 個人的なスポーツ用具（ラケット、グローブ、スパイク等）は補助対象外

【注】受領印にサインは原則として不可。正確に印字されているか確認すること。

※令和2年度より、通帳のコピー及び出納簿の提出を求めています。必ずご準備をお願いします。

- ① 業者発行の領収書には、宛名、日付、単価、数量、業者の社名、店名及び住所、代表者名が明記されているか、代表者の領収印の押印の有無、収入印紙の貼付（50,000円以上支出には必要）の有無等、よく確認すること。

※業者の私製領収書でよい。宿泊費については、学校の施設以外は必ず業者発行の領収書を貼付する。

- ② 実施報告書に添付する経費内訳書（様式19・20）・支払証明書（様式21）及び領収書等は、各事業単位でまとめて添付する。

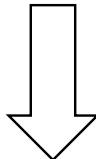
※領収書は、領収書添付用紙（様式22）に事業Noを記入し、事業ごとに重ならないように貼付する。

- ③ 直接指導にあたる学校関係職員及び引率者は、指導者・引率者の員数に入れ、計画書・報告書の指導者・引率者の欄が未記入にならないこと。
- ④ 県中体連事務局では、事業に係る総経費を把握する必要があるため、中体連負担金を越える額についても記入する。
- ⑤ 復命書 様式23を報告とあわせて提出する。裏面に記録写真2枚を添付する。

中学校運動部活動普及強化奨励事業事務手続きの流れ

普及強化委員会

- 専門部長・競技委員長・強化委員長と相談
- 計画立案
- 様式データのダウンロード



銀行座の開設(令和2年度以降)

- 「中学校運動部活動普及強化奨励事業 ○○専門部 △△ △△」

文書作成

団体の代表者名 の 押印

- 競技別 → 専門部長印(公印)
- 地区別 → 地区会長印(公印)

- 様式15 令和7年度中学校運動部活動普及強化奨励事業補助金請求書
- 様式16 令和7年度中学校運動部活動 強化奨励事業 計画書



文書提出

6月末日〆切

- 様式15・16 データを県中体連事務局へメールで
- 様式15 請求書に専門部長・地区会長・校長公印を押印したものを県中体連事務局へ郵送

入金

公印押印文書を確認し次第、指定口座へ入金します。

個人口座は認めない。

- 県中体連より、請求書に記載された口座へ請求金額の入金
- 確認後、事業の実施

事業実施後

2月末日〆切

実施報告書は必ずデータを送ってください。

報告文書(各様式等)については、必ず写しを取り保管してください。

- | | |
|---|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 通帳の写し及び出納簿 | <input type="checkbox"/> 写し郵送 |
| <input type="checkbox"/> 様式17 令和7年度中学校運動部活動普及強化奨励事業実施報告書の提出について | |
| <input type="checkbox"/> データ送信 | <input type="checkbox"/> 原本郵送 |
| <input type="checkbox"/> 様式18 令和7年度中学校運動部活動 普及奨励事業実施報告書 | <input type="checkbox"/> データ送信 |
| <input type="checkbox"/> 様式19 経費内訳書【指導者・引率者用】 | <input type="checkbox"/> 原本郵送 |
| <input type="checkbox"/> 指導手当支給対象者の証明(兼職願申請書)の写し※教員に限る | <input type="checkbox"/> 写し郵送 |
| <input type="checkbox"/> 様式20 経費内訳書【選手用】 | <input type="checkbox"/> 原本郵送 |
| <input type="checkbox"/> 様式21 支払い証明書 | <input type="checkbox"/> 原本郵送 |
| <input type="checkbox"/> 様式22 領収書添付用紙 | <input type="checkbox"/> 原本郵送 |
| <input type="checkbox"/> 様式23 復命書 裏面に記録写真を2枚添付 | <input type="checkbox"/> 原本郵送 |

令和7年度 中学校運動部活動普及強化奨励事業補助対象経費等

| No. | 補助対象経費 | | 補助対象限度額 |
|-----|---------|-------|------------------------------|
| 1 | 指導者経費 | 指導者手当 | 2,500円/回 (注意事項①) |
| | | 運賃 | 実費 (注意事項②) |
| | | 宿泊費 | 11,800円/泊 (注意事項③) |
| 2 | 参加選手経費 | 運賃 | 実費 (注意事項②) |
| | | 宿泊費 | 11,800円/泊 (注意事項③) |
| | | 大会参加費 | 実費 (注意事項④) |
| 3 | 通信運搬費 | | 実費 |
| 4 | 消耗品費 | | 補助金の10%以内 (注意事項⑤⑥) |
| 5 | 使用賃借料 | バス借用 | 実費 (注意事項⑦) |
| | | 会場費 | 実費 |
| 7 | スポーツ用具費 | | 補助金の原則20%程度 (修繕費も含む) (注意事項⑧) |
| 8 | 講師謝金 | | 「別表1」の通り (注意事項⑨) |
| 9 | その他 | | 本部長が認めるもの (注意事項⑩) |

【注意事項】※原則、必ず領収書を提出すること

①引率を伴う指導者(教員)については、指導手当を支出できない。

※引率を伴わない教員については、各市町教育委員会による※「兼職許可申請書」を所属長に提出しそのコピーを添えて報告をすること。

②自家用車利用の場合は、21円/kmとし出発地(自宅・勤務地)から会場地とする。なお、往復距離のkm未満は、切り捨てとする。

※有料・高速道路を利用する際は、必ず領収証(利用証明書)を提出すること。

※自家用車の燃料代は、補助対象としない。タクシ一代は、補助対象としない。

※電車運賃については、片道50km以上は急行、100km以上は特急または新幹線を利用してもよいこととする。

③食料費は対象外とするが宿泊費に含む場合はその限りでない。

※学校内などの宿泊施設使用については、1人一泊あたり2,500円を補助対象限度額とする。

④中体連主催の大会は除く。参加大会要項、参加者名簿を提出すること。

⑤消耗品は単価50,000円未満とする。なお、単価50,000円以上は備品となり、補助対象とはならない。

⑥サプリメントやプロテイン等の栄養補助食品、練習会や合宿等で必要な飲料水及びアイシング等で必要な氷は補助対象とする。

⑦借り上げバス・レンタカー・駐車場代は使用賃借料として補助対象とし、必ず領収証を提出すること。

⑧個人的なスポーツ用具(ラケット、グローブ、スパイク等)は、補助対象としない。

⑨源泉徴収については、栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課競技力向上担当へ相談すること。

⑩支出に関して不明な点は、事前に栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課競技力向上担当に相談すること。

⑪県外有力校招へいについて、宿泊費を対象経費として認める。宿泊領収書、参加者名簿を必ず提出すること。

⑫全国・関東大会視察を補助対象とする。但し、1専門部につき2名まで、関東圏内1泊2日、関東圏外2泊3日

(運賃…実費、宿泊費…1泊 11,800円を上限とする。年度内1事業に限る) ※復命書を作成・提出すること 領収書提出

⑬旅行業者からの包括的な領収書を提出することができる(内訳・明細を添えて)。

令和7年度中学校運動部活動支援事業補助金 講師謝金補助限度額

| 謝金対象区分 | | | 謝金単価限度額 | | |
|----------------|--------|--------------------------------------|---------|---------|---------|
| | | | ¥50,000 | ¥30,000 | ¥10,000 |
| 有識者 | 大学関係者 | 大学教授・準教授・講師 等 | 県外 | ○ | |
| | | | 県内 | | ○ |
| | ドクター | スポーツドクター 等 | 県外 | ○ | |
| | | | 県内 | | ○ |
| 団体対策選手強化事業※1※2 | 著名な指導者 | 日本代表監督・コーチ 中央競技団体強化委員 等 | 県外 | ○ | |
| | | | 県内 | | ○ |
| | 指導者 | 地方競技団体強化委員 教員・管理栄養士 実業団チーム監督 等 | 県外 | | ○ |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 著名な選手 | オリンピック入賞 世界選手権入賞 等 | 県外 | ○ | |
| | | | 県内 | | ○ |
| | 選手 | オリンピック代表 世界選手権代表 等 | 県外 | | ○ |
| | | | 県内 | | ○ |

- ・原則として、事業を実施する団体登録者を除くこととする。
- ・各団体は、源泉徴収の手続きを行う。また、講師に確定申告を行うよう伝える。
- ・講師謝金に関して不明な点は、事前に栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課競技スポーツ担当競技力向上担当に相談する。

※1 県外・県内の区分は、居住地または所属チーム・登録団体等の所在地による。

※2 中学校運動部活動支援事業補助金の講師謝金単価は、一人の講師に1日(4時間～6時間)の指導を依頼した場合の基準とし、半日(2時間～3時間)の場合は半額とする。なお、講師謝金単価以上を支払う場合は、各団体(拠点校、各専門部等)が超過分を負担する。